



環 廢 第 355 号
令和 6 年 8 月 21 日

静岡県電気工事工業組合 理事長 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

PCB含有電気機器所有状況調査への御協力について（依頼）

日頃から本県のPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

県ではこのたび、低濃度PCB含有電気機器の所有状況を把握するため、下記のとおり訪問調査を実施します。

つきましては、電気機器の所有者からPCBに関する問合せや電気機器類の確認作業を依頼されることがありますので、貴会員への周知、顧客等への説明などに何卒御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 調査対象

県が過去（平成28年～令和2年）に実施した調査にて把握した、県内（※）に低濃度PCB含有電気機器、又は絶縁油中のPCB濃度が不明である電気機器を所有する事業場（約950箇所）

※静岡市内、浜松市内の事業場は対象外

2 調査内容

- ・PCB含有電気機器の所有の有無、濃度分析の実施状況等
- ・調査票等、詳細は県ホームページを御覧ください。

「静岡県低濃度PCB電気機器の所有に関する調査」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049466/r5teinochochosa.html>

3 実施方法

電気機器の設置場所を訪問し、状況確認及び調査票の送付依頼を行う。

（委託業者：株式会社ゼンリン静岡営業所（静岡県静岡市））

4 訪問実施期間（予定）

令和6年9月2日（月）～令和6年12月20日（金）（回答期限）



担 当：産業廃棄物班

電話番号：054-221-2424

E-mail: hai@pref.shizuoka.lg.jp

令和6年9月

PCBを含む電気機器所有状況調査の対象者様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む電気機器の所有状況調査への回答のお願い

日頃より、本県の廃棄物行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

県では、人体に有害なポリ塩化ビフェニル（PCB※）を含む電気機器を法律に定められた期限までに確実に処理するよう皆様をお願いしているところです。

県では令和5年（2023年）に、過去のPCB含有電気機器調査において低濃度PCBが含まれている、または含まれている可能性がある電気機器を所有しているとご回答いただいた事業所を対象に、現在の状況を伺うアンケート調査を実施しました。

この度は、前回のアンケートでご回答をいただけていない、または過去の調査から建物等の所有者が変わったためご回答をいただけなかった方を対象に訪問させていただき、ご回答をお願いしております。

大変お手数をおかけいたしますが、令和6年12月27日（金）までに同封の調査票にて、ご回答いただきますようお願いいたします。

PCBを含む電気機器を廃棄する際は、令和9年（2027年）3月31日までに処分しなければならず、この調査は、該当する機器の所有の有無を把握するために重要な調査ですので、何卒ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ご回答は県のPCB廃棄物の適正処理を推進する業務のためにのみ活用し、個別のご回答を外部に公表することはありません。

※PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体など様々な用途に利用されていましたが、昭和40年代に、慢性的な摂取による体への影響が報告され、現在は新たな製造が禁止されています。



（裏面に回答についてのご案内がありますのでお読みください）

【回答についてのご案内】

- 所有している機器がP C B含有電気機器に該当するかどうかは、同封の参考資料に沿ってご確認ください。不明な点等は、本紙下部の問合せ先にご連絡ください。
- 静岡県のホームページ内の「静岡県低濃度P C B電気機器の所有に関する調査」に調査票の電子データ、記入例、よくある質問を掲載しています。
 - ・県HPのURL
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049466/r5teinohdochosa.html>
- 過去の調査のデータを元に調査票をお渡ししているため、以下の方も訪問させていただいている場合がありますが、ご回答をお願いいたします。
 - ◇所有されているP C B含有電気機器について、既に県または産業保安監督部に法定の届出を提出いただいている方
 - ◇県または県健康福祉センター（保健所）に、P C B含有電気機器の処分について、ご相談、ご連絡いただいたことがある方
- 下記の事業場におかれましては、以下にご留意ください。
 - ◇賃貸借契約により建物を借り受けている事業場（テナント等）
⇒建物の所有者にご確認いただき、回答してください。
 - ◇廃業済みの事業場
⇒既に廃業されている場合も、事業場内にP C B含有電気機器が残置されている場合がありますので、ご確認いただき、回答してください。

【調査に関する問合せ先】

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 PCB 担当

電話番号：054-221-2424（平日9時～17時） FAX 番号：054-221-3553

PCBを含む電気機器の所有状況調査に関する調査票

太枠内に回答を記入してください。

2024年12月27日(金)までに必ず、以下のいずれかの方法で返送してください。

◆郵送

同封の返信用封筒にて送付してください。

◆FAX

054-221-3553

静岡県廃棄物リサイクル課宛に送信してください。

◆メール

hai@pref.shizuoka.lg.jp宛てに、

以下のうちいずれかをお送りください。

・回答を記入した調査票を撮影した画像

・本調査票に入力したデータ

(調査票の様式は県ホームページでダウンロードできます)



静岡県 PCB所有状況調査

検索

① 回答していただく事業場についてご記入ください。

管理番号						
設置場所名						
設置場所住所						
事業者名 (法人名、屋号等)						
電話番号						
メールアドレス						
記入者氏名						

② ①の「設置場所」に、以下の電気機器はありますか？ (PCBの有無に関わらずご回答ください)

- ・変圧器、コンデンサーを含む受電設備
- ・計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器 (サージアブソーバー)
- ・その他低圧コンデンサーを内蔵する電気機器

ある



ない



質問は以上です。

ご協力ありがとうございました。

同封の「参考資料」に従って電気機器をお調べいただき、裏面の質問にお答えください。

